公証人・公証人制度をご存知ですか?

公証制度は、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的とし、遺言書などの公正証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。(明治 19 年法律第 2 号「公証規則」の制定以来の制度です)

「公証人」は原則として判事・検事などを長く務めた法律事務の経験豊かな者で公募に応じた者の中から法務大臣が任命しています。(公証人法第13条)

公証人が執務する場所を「公証役場」「公証人役場」と呼び、全国に 300 か所、**県内には熊本、八代、天草の3か所の役場**があります。 出張も可能です。 病院やご自宅でも 公正証書を作成で きます。

公証人:橋本修明氏監修

こんな公正証書が、皆さんのお役に立っています!

○公正証書で遺言書を作り、大切な方へ財産を譲ります。

公正証書遺言:公証人が法律の規定に従い、遺言者の希望を聞いて作成する遺言書。



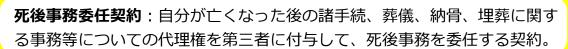
自筆遺言書のように内容の不備や形式の不備等のために無効となる可能性がなく安心です。病気等で手が不自由になり自筆証書での遺言が書けなくなった方も公正証書での遺言は可能です。

○公正証書で**任意後見契約書**を作り、あなたの大切な老後を守ります。

任意後見契約:委任契約の一種で、将来、認知症などで自分の判断能力が低下した場合に、自分に代わって財産管理や必要な契約締結等(入院や施設等)をしてもらうことを自分の信頼できる人(任意後見人)に頼んでおくことを委任する契約。

○公正証書で**延命治療**や**死後**についての考えを作成することが出来ます。

尊厳死宣言公正証書:回復の見込みのない末期症状に至った場合、過剰な延命医療を差し控え、死期を引き延ばすことなく、人間としての尊厳を保ちつつ死を迎えることを医療従事者等に対して宣言します。







「熊本公証人合同役場」(現在4人の公証人が在籍しています。)のご案内

営業時間: 平日午前9時~12時、午後1時~5時

(正午から午後1時までは休憩時間です。)

休日: 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

ご相談は<mark>無料</mark>です まずは<mark>お電話</mark>ください

〒862-0976 熊本市中央区九品寺 2 丁目 1-24



公正証書等の手数料は、政令で定められ、全国一律です



市電・九品寺電停

公証役場(3 F)

電話 096-364-2700 FAX 096-364-2702 めーるあどれす kumamon_ntry@ybb.ne.jp